	⑿　定格荷重の表示状況を確認する。	構造規格第56条第１項の規定に適合していること。
	⒀　銘板の記載内容を確認する。	構造規格第56条第２項の規定に適合していること。
２　動作試験	⑴　無負荷で巻上げ、巻下げ、走行、横行、旋回、起伏、引込み及び押出しの運動を定格速度により可動範囲全域について行い、次の事項を確認する。この運動は２回以上行う。運転の方式が複数であるクレーンにあっては、それぞれの方法の動作を確認する。 ①　異常な振動、衝撃、音響等の有無 ②　ブレーキの作動状態（ブレーキの制動トルク及び操作に要する力量については申請者の測定データを参考にすることができる。） ③　安全装置等の調整状態及び作動状態 ④　リフティングマグネット及びグラブバケット等の作動状態 ⑤　逸走防止装置の作動状態 ⑵　安全装置のうち巻過防止装置又は巻過ぎを防止するための警報装置について次の事項を確認する。この確認は２回以上作動させて行う。 ①　巻過防止装置にあっては、フック、グラブバケット等のつり具の上面又は当該つり具の巻上げ用シーブの上面とドラム、シーブ（エコライザーシーブを含む。）、トロリフレームその他当該上面が接触するおそれのある物（傾斜したジブを除く。）の下面との間隔の調整状態 ②　作動状態	構造規格第13条、第17条から第19条まで、第23条から第25条第１項まで、第26条、第30条から第32条まで、第34条第２項、第35条、第36条第１項及び第39条から第41条までの規定に適合していること。 クレーン則第18条及び第19条の規定に適合していること。
３　荷重試験	⑴　定格荷重に相当する荷重の荷をつって、巻上げ、巻下げ、走行、横行及び旋回を各２回以上（複数の定格荷重を有するクレーンにあっては２以上の定格荷重ごとに２回以上）定格速度により行い、次の事項を確認する。 ①　異常な振動、衝撃、音響等の有無 ②　ブレーキの作動状態（加速制御ブレーキにあっては、他のブレーキを開放したときの作動状態） ③　構造部分の亀裂、変形及び損傷	構造規格第13条、第17条から第19条まで、第23条及び第33条の規定に適合していること。
	⑵　ジブを有するクレーンの過負荷防止装置について、作動状態を確認する。この確認は２回以上作動させて行う。	構造規格第27条の規定に適合していること。
	⑶　天井クレーンのクレーンガーダについて、定格荷重に相当する荷重の荷をクレーンガーダのたわみに関して最も不利となる位置でつり上げ、当該クレーンガーダのたわみの状態を距離測定装置等により確認する。	構造規格第14条の規定に適合していること。
備考	⑴　発電所等に設置されているクレーンで試験荷重が準備できないため荷重試験を行うことができない場合は、定格荷重以下の荷重で性能検査を実施し、これに合格したときはつり上げ荷重に条件を付して合格とすることができる。行った定格荷重の荷重を超えて負荷する必要がある場合は改めて荷重試験を実施する。 ⑵　構造規格第57条の規定による適用の除外の認定を受けたクレーンについては、適用しないこととされた規定に関する検査の実施に代えて、適用の除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。	

別表第４　令第12条第１項第４号に定める移動式クレーンの性能検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
１　外観検査	⑴　構造部分について、次の事項を確認する。 ①　著しい変形等が生じていないか、目視、ハンマリング、超音波探傷器、超音波厚さ計等により確認する。	移動式クレーン構造規格（平成７年労働省告示第135号。以下この表において「構造規格」という。）第12条の規定に適合していること。
	②　溶接部分、ボルト穴等の割れ等の状態を、目視、ハンマリング、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第38条及び第39条の規定に適合していること。
	⑵　下部走行体のブレーキ及びつり上げ装置等のブレーキについて、目視、距離測定装置等により、設計上のものが用いられていることを確認するとともに、ブレーキライニング、ドラム面等に著しい摩耗がないか等ブレーキの維持管理状況を確認する。	構造規格第17条から第19条までの規定に適合していること。